

豚コレラ経口生ワクチンを摂取したいのししに由来する食品の安全性に関する食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成 31 年 4 月 3 日～平成 31 年 4 月 17 日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2 通
4. 意見・情報の概要及び食品安全委員会の回答

	意見・情報の概要※	食品安全委員会の回答
1	<p>当該報告書を拝読しました。諸々の検査分析がきちんと成されていますが、その結果、「豚コレラ経口生ワクチンについては、本製剤が適切に使用される限りにおいては、本製剤を摂取したいのししに由来する食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた」と結論付けているように問題は一見ないでしょうが、もっと当該検査分析の実施を各都道府県レベルで呼び掛け、当該のサンプル数よりも、統計学的に 10 倍の数を以て、私見をする事が必要と考えます。</p>	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行っております。</p> <p>動物用ワクチンについては、「動物用ワクチンの添加剤の食品健康影響評価の考え方」(平成 26 年 10 月 14 日食品安全委員会決定)等に基づき、安全性の確認をしております。また、リスク管理機関から提供された資料について、審議において安全性を評価するための情報が不足していると判断した場合は、必要な追加資料の提出を求めています。</p> <p>評価結果に基づく適切なリスク管理措置が実施されれば、食品を介した安全性は担保されるものと考えます。</p>
2	<p>ドイツやフランス等において、当該豚コレラ経口生ワクチンを接種したいのししに由来する食品を実際に食用に供したというデータはないのか。</p> <p>また当該地域のいのしし由来食品について、生肉の移動制限や特定危険部位のような規制は行われていたのか。</p>	<p>食品安全委員会では、ドイツ、フランス等における豚コレラ経口生ワクチンを摂取したいのししに由来する食品の消費実態及び生肉の移動規制状況については承知していません。リスク管理措置については農林水産省にお問い合わせください。</p> <p>なお、今回評価を行った製品の添付文書は、食品への残留を防ぐための休業期間を 0 日と定めています。</p>

※頂いた意見・情報をそのまま掲載しています。